

近畿ブロック知事会規約

平成7年11月制定

平成20年6月改正

平成23年6月改正

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック知事会と称する。

(組織)

第2条 本会は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び鳥取県の10府県をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、各府県の連絡提携を緊密にし、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各府県の事務の連絡調整に関する事
- (2) 広域的な行政需要に的確に応じるために必要な施策の調査、立案及び推進に関する事
- (3) 全国知事会との連絡調整に関する事
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	2 名

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

第7条 役員は、知事会議等において構成員の中から互選する。

第8条 役員の任期は、原則として春の定期知事会議から翌年の同会議までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期中に知事がその職を退いた場合には、原則として後任知事がその残任期間引き続き役員とする。

(会議)

第9条 毎年2回、知事会議を開催する。ただし、必要があるときは、臨時に知事会議を開催することができる。

2 知事会議は、会長が招集する。

(事務局)

第 10 条 本会の事務を処理するため、関西広域連合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置くこととし、関西広域連合本部事務局長を以て事務局長とする。

(幹事会等)

第 11 条 本会に、会務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、各府県の近畿ブロック知事会主管課長等をもって充てる。
- 3 幹事会は、事務局長が招集する。
- 4 事務局長は、必要があると認めるとき、各府県の幹事以外の職員を招集して会議を開催することができる。

(会計)

第 12 条 本会の経費は、各府県の分担金その他の収入をもって支弁する。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 3 本会の予算および決算は、本会を組織する府県の協議によって定め、または承認するものとする。
- 4 本会の会計監査は、会計年度終了後、速やかに行うものとする。ただし、監事が必要と認めるときは、随時行うことができる。

(雑則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。ただし、重要な事項は、知事会議に諮らなければならない。

附則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 8 年度会計予算については、平成 7 年度中に定める。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 6 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 6 月 3 日から施行する。